

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和4年度	次回見直し予定	令和9年度
条 例 名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例				
条 例 番 号	平成18年神奈川県条例第69号	法 規 集	第8編第7章第5節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課				
条 例 の 概 要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく改善命令を受けて5年以内の精神科病院又は改善が認められない精神科病院に対する任意入院者の症状等に関する報告義務に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	精神科病院入院患者のうち、措置入院者及び医療保護入院者と異なり任意入院者は、法による定期病状報告が義務付けられていない。しかし、改善命令等を受けた精神科病院では、入院患者の処遇に問題がある蓋然性が高いことから、そのような病院の入院患者の人権に配慮し、知事が病状等の報告を求めることにより、適切な措置を講ずるために必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例による報告は、知事の求めに応じ、神奈川県精神医療審査会において入院の要否が審査されるほか、必要に応じ入院者からの意見聴取や委員による診察、管理者等からの報告、診療録等の提出や審問が可能となることから、精神科病院に対し任意入院者への不当な処遇を防ぐ抑止力として有効性は高い。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に基づき、任意入院者の報告が提出された場合は、措置入院者及び医療保護入院者の定期報告を審査する既存の神奈川県精神医療審査会において審査されることから、審査体制は確保されており、新たに審査体制を設定する手間やコストは発生せず、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	かながわグランドデザイン実施計画において、主要施策の一つとして、精神保健医療の充実が位置付けられており、精神疾患をもつ患者が適切な医療を受けられることは県政の方向性として示されていることから、本条例はこの方向性に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、法第38条の2第3項に位置付けられているものであり、適法である。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				